

●香川県告示第280号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成26年7月18日から同年8月8日まで一般の縦覧に供する。

平成26年7月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 観音寺善通寺線（49号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市高屋町鹿隅95番地先から	前	15.7~16.1	15	道路区域の見直しによる不用物件化
観音寺市高屋町鹿隅88番1地先まで	後	15.7~15.7	15	